



暮らしのたより



手話講習会を開催

市では、ろうあ者への理解を広めると共に、手話通訳者の育成を図るため、手話講習会を開きます。

とき 9月5日～11月28日(12回)
18:30～20:30

ところ 富士文化センター

対象者 市内在住者

申し込み期間 8月1日～8月20日

申し込み先 市福祉課 ☎51-0123
内線 234、235

親子で星座を楽しむ会

市立少年自然の家は「親子で星座を楽しむ会」を開催します。

S字形のさそり座、七夕のひこ星、おりひめ星、そして輪のある土星など親子で夏の星座を探してみましよう。

とき 8月20日(火) 19:00～20:30

ところ 市立少年自然の家

対象者 親子50組(先着順)

申し込み先 市立少年自然の家
☎35-1697

参加費 無料

※雨天の場合は中止します。

親子サッカー教室

とき 9月11日(水)～11月20日(水)
毎週水曜日(11回)

ところ 県立富士東高校

対象者 市内在住の小学生男子とその親。

定員 親子20組。定員を超えた場合は抽選になります。

受講料 1組3,000円(保険料他)

申し込み方法 往復はがきに①氏名(親と子)②学年③住所④連絡先を記入して〒417 市内今泉2921県立富士東高校親子サッカー教室へ。

締め切り 8月24日

問い合わせ先富士東高校 ☎21-4371

富士市戦没者追悼式

とき 8月15日(木) 11:50～

ところ 吉原市民会館大ホール

この式典は戦没者の霊を慰め、世界の恒久平和の確立を祈念するものです。今年には終戦40周年を迎えます。市民の皆さんは、12時の時報に合わせて黙とうを捧げましょう。

豊田商事の被害者は至急届け出を

豊田商事(株)は、昭和60年7月1日に破産宣告を受けましたが、被害者の方々が多少にかかわらず被害額の返還を受けるためには、8月31日までに大阪地方裁判所へ被害額を届け出ることが必要です。

このため、豊田商事被害者対策委員会(県弁護士会内)に被害届を出

していない人は、大至急下記のところへ相談してください。

相談先 県豊田商事被害者対策委員会 ☎0542-52-0008

沼津地区豊田商事被害者対策委員会 ☎0559-31-1848

市生活安全課 ☎51-0123 内線248

保安講習会の開催

危険物取扱者は受講しなければならない(5年に1回)、危険物の取扱作業の保安に関する講習を行います。

とき 9月18日(水)

ところ 富士市農協会館

申し込み先 8月1日から14日までに市消防本部予防課へ直接申し込む。

問い合わせ先 市消防本部予防課 ☎51-0123内線583、584

スギ・ヒノキの間伐に補助金

市は、スギ・ヒノキ林の間伐に補助金を交付します。

対象 11年～30年生の林で、面積は1施行地につき0.1ha以上、伐倒本数は2割以上で、9月から61年1月までに間伐するもの

経費 今年からは、伐倒経費は補助金により賄えます。

申し込み期限 8月31日まで

申し込み先 市林政課 ☎51-0123内線412 または富士市森林組合 内線410

第20回 市民文芸の作品募集

◆種目、制限、資格

- ・小説…1人1編、400字詰め原稿用紙50枚以内
 - ・随筆…1人1編、400字詰め原稿用紙10枚以内
 - ・詩…1人1編、400字詰め原稿用紙3枚以内
 - ・短歌…1人5首
 - ・俳句…1人5句
 - ・川柳…1人5句
- 400字詰め原稿用紙を使用

・評論、脚本…1人1編400字詰め原稿用紙30枚以内

※同じもの2通、うち1通は無記名のこと

・本人の自作で未発表作品のこと
・市内在住、在勤、在学の人

◆応募先、締め切り

〒417 市内永田町1丁目100番地
市教育委員会文化体育課へ
※10月31日(木)までに必着のこと。

◆応募上の注意

- ・氏名、住所(市外在住者は勤務先を記入)電話(自宅)を明記する
- ・希望の場合誌上でのペンネームは可とする
- ・表に「富士市民文芸」と「種目」を朱書きする。
- ・応募作品は返却しません。

◆問い合わせ先 市文化体育課 ☎51-0123 内線610